慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	オリベイラ H・ リミ君学位請求論文審査報告
Sub Title	
Author	
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1999
Jtitle	法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.72, No.3 (1999. 3) ,p.141- 149
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	特別記事
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19990328-0141

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

特別記事

オリベイラ　H・リミ君学位請求論文審査報告

オリベイラ　H・リミ君がこの度博士学位請求論文として提出した論文の題名は、『発展途上国の経済発展と貿易ルール――その実質的役割の追求――』である。審査報告の内容は次の通りである。

(1)　本論文の構成
(2)　本論文の内容要旨
(3)　本論文の評価と課題
(4)　結　論

(1)　本論文の構成

オリベイラ　H・リミ君による学位請求論文『発展途上国の経済発展と貿易ルール――その実質的役割の追求――』の論文構成は以下の通りである。

一　序　説
二　ガット第十八条一経済開発に対する政府の援助
　(一)　ルールの形成
　(二)　そのルールの遵守
　　1―A節およびC節
　　2―B節
　　3―小結論
　(三)　第二章の結論
三　第四部
　(一)　ハーバラー報告
　(二)　ガットのイニシアチブ
　(三)　その実施
　(四)　第三章の結論
四　綿、繊維協定
　(一)　綿製品協定
　(二)　繊維協定
　(三)　第四章の結論
五　一般特恵制度
　(一)　一般特恵制度内容の議論
　(二)　一般特恵制度ルールの制度化
　(三)　一般特恵制度の実施
　(四)　第五章の結論
六　結　論

(2) 本論文の内容要旨

一　序　説

今までの発展途上国の経済問題を解決しようとする貿易ルールの大筋としては、通常の貿易制度である「商業的」制度の消極的な面を避けるため、福祉行為として障壁削減に臨む「福祉」制度が主に考えられた。しかし、「福祉」アプローチの欠陥が現れ、その勢いを失ってから新しい理論は現れず、「商業的」アプローチに戻っている。本論文では、「商業的」「福祉的」いずれのアプローチにせよ、それにもとづき国際貿易機関がとってきたルールの根本的理由と機能を検討する。具体的には、ガット一八条「経済開発に対する政府措置の援助」、「ガット第四部」、「綿製品長期協定」および「繊維製品協定」、「一般特恵制度」の四つをとりあげる。

二　ガット第一八条
――経済開発に対する政府の援助――

国際貿易憲章は、戦前からその必要性が認識されており、第二次世界大戦後に具体化されることになったが、当初は経済発展という課題は含まれていなかった。そのため、発展途上国は経済発展促進のために、貿易自由化に反して国内産業の保護の必要性を主張し、障壁撤廃ルールからの免除を要求した。先進国も、将来の貿易拡大という観点からこれを認め、ロンドン、ジュネーブ、ニューヨークの三回にわたる準備会議を経て、いくつかの条項を定めるに至った。具体的には、将来の貿易拡大への期待から、まず経済発展を成し遂げるための、投資・国際協力についての規定が設けられた。続いて、途上国が自国経済の発展をまもるべく、数量制限の撤廃規定について、条件付きの免除（適用除外）が認められるようになった。特に数量制限撤廃規定の免除の内容は、特定産業の樹立、発展または復興を理由とし、「政府援助」として補助金、関税引き下げ、為替規制を保護措置としての政府措置と認めるというものであった。これがガット第一八条のもとになった規定である。一九四七年制定当初のガットでは、この規定は複雑すぎたためあまり運用はされなかった。その反省から、一九五五年に改正がなされ、条件が緩和された。

ガット第一八条は前文のほか、(A) 関税譲許の修正または撤回、(B) 国際収支による制限措置、(C) 特定産業の確立を促進するための措置、(D) 発展が進んでいる国

がとれる措置について規定している。（A）は現在まで9回だけ発動され、（D）は発動されたことがない。すなわち発展途上国が頻繁に利用することになるのは（B）と（C）である。（B）は貿易収支を条件とし、（C）は各国の利害関係の調整が大部分を占めている。結局、現状では、（C）は調整の煩雑さから発動が少なくなり、（B）が中心となっている。しかし、発展途上国の収支状態が改善されるにしたがって、これも使用しにくくなる。経済発展を成し遂げようとする国々の貿易自由化ルールからの免除の条件として、貿易収支問題のみを取り上げて決めることは、問題である。

三　ガット第四部

五〇年代後半以降、ガットは途上国の問題に直面し、その立場を改善するために、定期的な関税交渉以外の方法をとった。それが第四部であり、どの程度効果を発揮したのかを、1. ハーバラー報告、2. ガットのイニシアチブ、3. 途上国に関するラウンドにおいての交渉、の三点から検討している。

1. ハーバラー報告：途上国の状況分析の結果、その交易状態は悪く、改善の余地がない。その改善のために、流動性をもった資産の保有などを先進国に促す安定政策と、途上国の輸出に対する障壁の撤廃のための先進国の保護排除の通商政策が提言された。

2. ガットのイニシアチブ：ガットは途上国問題のための行動計画を採択した。その目的は、関税引き下げの交渉方法の改善、農業保護問題の解決、途上国のための貿易発展障害の排除であり、そのために①途上国のどの産品に対してどのような障壁が存在するかを明確にするための第三委員会の設置と、それに基づく各国の障壁削減勧告、②それを実現させるための行動計画と、監督するための行動委員会の設置、③その法的基盤を作るためのルールの作成、という三つのことがなされた。しかし、第三六、三七、三八条という三つの規定からなる第四部でルール化されたとはいえ、そのアプローチに通常の交渉方法である「利益交換」がないため、先進国は障壁削減を「可能な限り」行うことになる。すなわち、相互主義が働かないため、途上国は先進国に削減行動をとらせようとするが、先進国はそれを義務ではなく「可能な限り」と解しており、途上国の立場は根本的に改善されていない。

3. ラウンド交渉：ケネディ、東京、ウルグアイの三ラウンドを見ると、途上国が自国の重要産品についての要求

を出すなど、その立場は考慮に入れられたが、結局は交渉は先進国間で進められ、途上国の要求は置き去りにされた形になった。

以上の三点から、途上国の立場の改善のために、彼らを異なった形で制度に参加させようとした「第四部」のルールは、それほど拘束力のない行動をルールにしたものにすぎず、問題を解決するには至らなかったことが分かる。

四　綿、繊維協定

途上国にとって、綿製品は発展の初期を支える産品であり、その輸出の拡大は重要であった。他方、先進国にとっては、雇用、失業に関わる綿産業の統制は重要であった。そのため、両者は正面から対立した。それを解決するために、綿、繊維協定が結ばれた。それが途上国の発展の必要性を考慮したものであったかどうか、協定それぞれを検討する。

・綿製品協定：短期協定と長期協定がある。前者は輸入国に輸入制限を行う手段を与えたものであったため、輸出国に不利となり、後者でその改善が試みられた。しかし、多角的な基準が設けられたにもかかわらず、二国間交渉が増えて、そのような二国間協定に多角的基準が適用できるか否かが問題となった。そこで新たなルールが模索され、その結果締結されたのが、繊維協定であった。

・繊維協定：綿製品協定の失敗の結果、多角的解決の必要性から成立した繊維協定では、途上国の発展の必要性を優先させることが重要とされた。綿製品協定と比べて改善された点は、輸入制限の正当化事由とされる市場攪乱に関する基準を明確にし、繊維監視機関を設置して、輸入国の裁量を減らしたことにある。しかし時とともに、先進各国は国内情勢を背景に、独自の基準を設け、例外規定に頼り始めたため、多角的交渉で定めた基準は無視されることとなった。

このように途上国の輸出を増大させ、その発展を促そうとする動きがガットにおいてなされ、法的基盤までも確立されたにもかかわらず、例外規定が先進国によって濫用され、多角的基準によって運営されていくはずのものが、二国間協定、そして例外規定によって運営されるようになってしまった。これは途上国の比較優位をまったく無意味にしているといえ、世界貿易制度の構築を考えるのであれば、このような状況は避けられなければならない。

五　一般特恵制度

同制度は、発展途上国が経済発展を成し遂げるまで、途上国からの輸出に対し、特恵関税を与えるものである。同制度は、「援助ではなく貿易を」という、新しい理念に基づくものであった。

（二）一般特恵制度内容の議論

国際開発貿易機関の目的を文書にしたプレビッシュ報告は、発展途上国の経済発展のためには、慢性的な収支困難を克服せねばならず、そのためには先進国側の協力が必要であることを明らかにした。その後の貿易開発会議などで、アメリカなどからは一般特恵制度の存在価値や、最恵国待遇との矛盾について反対意見が述べられたが、最終的に特恵特別委員会で「合意された結論」という文書が締結され、一般特恵制度と最恵国待遇衝突問題は、そのウェーバーを設ける事によって片付けられた。

（二）一般特恵制度ルールの制度化

途上国は特恵制度をガット上の常設的な制度に改革しようとした。東京ラウンドのフレームワークグループにおいて、特恵制度に法的基盤を与える「授権条項」、並びに競争力が強化された途上国に対しては、特恵を停止する「卒業条項」を設けることが決定された。

（三）一般特恵制度の実施

一般特恵制度の①受益国、②対象品目及び特恵率、③セーフガード、④卒業条項といった具体的な内容に関しては、先進各国の裁量にほぼ委ねられる結果となり、この制度は途上国の貿易を支える手段としては、曖昧な結果をもたらすものとなった。①受益国については、アメリカが自国の経済利益に反する国を対象外としているものの、概ね範囲が拡大している。②対象品目及び特恵率については、供与国の任意により例外が多く設けられている。③セーフガードは途上国からの輸入の停止又は規制であり、エスケープ・クローズ方式又はア・プリオリ方式でなされている。④卒業条項について、アメリカ、共同体は一方的に自国の必要に応じた基準を設けるようになっている。

六　結　論

国際貿易憲章によって、先進国間では貿易障壁の削減が行われるようになったが、途上国のためには、『福祉』理

念に基づく新たなルールが必要とされた。「ガット第四部」は相互主義原則を除き、先進国から途上国へという一方的な貿易障壁削減を試みた。「一般特恵制度」は新しい機関の下で作られたルールであったが、その実施については先進国の裁量に概ね委ねられている。「繊維協定」は途上国にとって競争力のある分野について制限を設けるものであり、第十八条は途上国の必要性に合致したものというより、先進国にとって都合の良いルールである。すなわち、途上国の発展問題は根本的には解決されていないといえよう。今後は、途上国の競争の機会を奪うのではなく、競争を保証できるようなルールの成立に各国が力を注ぐべきである。

(3) 本論文の評価と課題

オリベイラ　H・リミ君の提出した博士学位請求論文「発展途上国の経済発展と貿易ルール―その実質的役割の追求―」は同君が、これまで研究を進めてきた国際経済法の分野で発展途上国がどのように貿易ルールの影響を受けてきたのかを検討し、問題点を指摘しようとした力作である。とかく先進国主導で展開されがちな貿易ルールを、発展途上国の視点で、しかも進歩的な発想で検討、分析がなされていることは、国際経済法の研究に多大な貢献をなすものと考えられる。

本論文は、そのタイトルが示す通り、貿易ルールが、発展途上国の経済発展にいかなる影響を与えたのかを数多くの文献資料、関連資料を詳細に検討し、批判的に問題提起している。いわゆる南北問題は、様々な国際機関において改善の努力がなされているが、ここでは、貿易機関における貿易ルールが、現在までどのような役割を果たしてきたかを中心に検討している。その中で貿易ルールの機関として、各国の貿易障壁を削減することを目的とした国際貿易憲章の精神を受け継いだガット―ＷＴＯが中心となることから本論文ではこのガットの場で展開した議論を主に考察している。

筆者は自らの視点について以下のように展開する。そもそも貿易障壁の撤廃といえども完璧なルールは存在せず、各国の相互の利益交換によって障壁を削減する形がとられてきた。この商業的なアプローチは、二国間交渉の世界から、最恵国待遇原則を通じて、主に先進国の貿易障壁の削減を実現させた。

しかし、この商業的アプローチでは、発展途上国の参加が困難であったため、福祉的アプローチにより、貿易障壁

をとり除く考え方が導入された。その例として挙げられるのが、ガット第四部のルールおよび一般特恵関税制度である。さらにこれは貿易開発会議の設立、また経済的権利義務憲章によって支えられ、発展途上国の経済発展を円滑ならしめる福祉アプローチは出来あがったかのように思えた。この開発の国際法と呼ばれる新しい分野は、北と南の経済的格差を是正すべく、形式的ではない本質的な平等を追求するためのものであった。この際に二重の規範が必要とされ、補償的不平等観念という特別待遇が与えられた。しかしそのような法制度構築の欠陥が指摘されるようになり、伝統的貿易法学者は、その規範の実体性の欠如および国際貿易会議の決議の非有効性を主張し、新従属論者は、現在までの低開発性の認識を疑っている。そのため、福祉アプローチにも欠陥があるということになり、そのギャップを埋めるものもなく、現在は商業的アプローチに基づいた強力な制度構築こそが、最終的には途上国にもよい影響を及ぼすのではないかといわれるようになっている。

そこで筆者は、本論文で、この商業的アプローチ、福祉的アプローチ、それぞれに基づいたルールがどのように機能してきたかを詳細に検討している。そこで途上国にとって最も代表的なルールを四つ選択し、その批判的検討を通じて、今後貿易ルールが途上国の経済発展問題の改善に対し、実質的な役割をもつための通商政策を明らかにしていこうとする。これら四つのルールは、ガット第一八条「経済開発に対する政府措置の援助」、「ガット第四部」、「綿製品長期協定」および「繊維製品協定」、と「一般特恵制度」である。筆者はこれら四つのルールの検討の結果、示唆に富む分析に至っている。

ガット第四部は、先進国から途上国へ一方的に障壁削減を行うことによって、福祉アプローチを実施しようというものであった。しかし相互主義なしで、どこまで各国が福祉のために削減を行うかは疑問であり、これまでの結果では、途上国の経済発展過程にとって重要なものに関しては、削減されないままで終わっている。したがって、経済発展に対して実質的影響を与えうる競争力を有する産業がその恩恵を受けなかったことから、途上国の経済に根本的な改善をもたらすには至らなかった。

一般特恵制度は、ガット・WTOの商業的価値に対抗して、新しい機関の下で策定されたルールであったが、そのルールの多角的規制基準は最初から合意されないまま、同制度は東京ラウンドで常設的な制度となった。そのため、個別の途上国の貿易状況を改善するものではあるが、南北

問題を改善するまでには至らない。

綿製品協定およびそれを継続した繊維協定に関するルールの議論も重要な役割を果たすこととなった。これは途上国の綿製品輸出が先進国市場に急増する問題に対して、一時的に管理ルールを定めたのである。これにより多角的規制から各国が抜け出して二国間化が進み、結果的には制度的なものになってしまった。

これら三つのルールは、途上国からの輸入を量的には拡大させたものであるが、その反面途上国産業の支えになる製品の輸入を制限することを可能にした。このように貿易量を一時的に管理しようとしたのであるが、三〇年以上の存続により、途上国との競争が一方的に避けられてきたシステムであったと筆者は批判する。

第一八条は、途上国が経済発展を実現するために、自由化義務から免除される一種の援助を与えるために設けられた。しかしその制度は、途上国の経済発展政策を促進するために、実際の必用性に合致したものではなく、都合のよいルールを使用されたのであった。貿易収支問題が解決しても、発展のために必要な場合には、制限措置を可能にするルールを制定すべきであった。

以上の検討結果から筆者は次のような分析を行っている。ガット・WTOは、貿易ルールとして競争を容易にしようとしてきたわけであるが、各国の裁量が認められている。そこで、先進国の裁量の範囲でしか、途上国は経済発展の機会を与えてもらえず、効果的な発想をすることが出来ない。

したがってガット・WTOの制度を強化することこそが、先進国の裁量を少なくし、差別を撤廃する方法であるとする。福祉アプローチは一時的な解決策にしかならないため、今後先進国の産業が途上国の産業と競争関係にある分野に関して、繊維協定のような競争制限的なルールを設けないことが必要となろう。途上国に自国の比較優位のある分野について競争を行う機会を失わせてはいけない。第一八条も、途上国の経済状態を詳細に把握するための手段を与えるように改善されれば、裁量権も限定され、合理的な免除規定が成立するであろう。

以上の分析に基づいて論者は次のように結論づけている。途上国は常に先進国の経済発展段階を追随する形で、産業が成長するため、先進国は自国の産業との競争を避けたがる傾向にあり、ここで検討した四つのルールの中で、具体的な改善が図られているのは繊維協定だけである。すなわち、繊維協定のみが産業分野ごとに、先進国産業が産業調

整を行い、途上国の輸入を拡大していくという前進的なアプローチをとっている。今後南北問題改善のため、貿易ルールは重要な役割を果たす潜在性をもつ手段であるが、先進国と途上国の競争を避けるルール作りではなく、競争を保証する形のルールを構築していくことを考えるべきである。

発展途上国の経済発展には、福祉アプローチがあたかも当然とされ、深い検討がなされてこなかった中で、むしろ途上国に競争の機会を保障するためのルール作りを提唱する論者の視点は大いに評価できる。ただ外国人であることもあり、論文のスタイル、日本語表現等に関しては必ずしも十分ではなく、また今後この視点に立ってさらなる研究を深める必要性はある。しかし発展途上国からのこのような視点を南北問題を抱えた貿易ルールはまさに必要とされていたものであり、国際経済清の分野の研究にとって本論文が貴重な業績であることは疑いなく、本分野の発展に寄与するものと思われる。なお、オリベイラ　H・リミ君が慶應義塾大学とブラジル国サンパウロ大学の間の協定に基づき慶應義塾大学法学研究科に在籍し研究した成果が本論文である。

(4) 結　論

以上見てきたように十分に論じ切れていないいくつかの点、今後に残された課題を多く有しているとはいえ、オリベイラ　H・リミ君が提出した論文は、貿易ルールの中での発展途上国問題を独自の視点で捉えることにより、この問題に新たな枠組みを提案する意欲的な研究論文で、その成果を高く評価することが出来る。よって我々審査員一同は、オリベイラ　H・リミ君に博士（法学、慶應義塾大学）学位を授与することが適当であると判断する。

主査　慶應義塾大学法学部教授　法学研究科委員　田村　次朗
副査　慶應義塾大学法学部教授　法学研究科委員　栗林　忠男
副査　慶應義塾大学法学部客員教授　金子　晃